

## 自己負担限度額設定について

- 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得・年齢区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定。

		後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は国保 +介護保険 (70歳～74歳がいる世帯(※3))	被用者保険又は国保 +介護保険 (70歳未満がいる世帯(※4))
現役並み所得者 (上位所得者)		<b>67万円</b> (56万円の約1.20倍(※1・2))	<b>67万円</b> (62万円の約1.09倍)	<b>126万円</b> (67万円の約1.88倍)
一般		<b>56万円</b>	<b>62万円</b> (56万円の約1.10倍)	<b>67万円</b> (56万円の約1.20倍)
低所得者	II	<b>31万円</b> (56万円の約0.55倍)	<b>31万円</b> (62万円の約0.50倍)	<b>34万円</b> (67万円の約0.51倍)
	I	<b>19万円</b> (56万円の約0.34倍)	<b>19万円</b> (62万円の約0.31倍)	

(※1)  $1.20 = 639,900 \div 532,800 =$  (高額療養費制度における現役並み所得者の自己負担限度額(年単位))  
                   ÷ (高額療養費制度における一般の自己負担限度額(年単位))

(※2) 算出した額に1万円未満の端数がある場合において、その端数金額が5千円未満であるときはこれを切り捨て、5千円以上であるときはこれを1万円に切り上げる。

(※3・4) 対象となる世帯に、70歳～74歳の者と70歳未満の者が混在する場合には、①まずは70歳～74歳の者に係る自己負担の合算額に、(※3)の区分の自己負担限度額が適用された後、②なお残る負担額と、70歳未満の者に係る自己負担の合算額とを合算した額に、(※4)の区分の自己負担限度額が適用される。